

※本規則は現在廃止されています。

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 1 日規則第 1 号

泉南市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年泉南市規則第 11 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、泉南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年泉南市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該年度開始後速やかに（年度の中途において新たに議員となった場合においては、議員になった後、速やかに）、政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。

（交付決定）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定による交付の決定は、政務活動費交付決定通知書（様式第 2 号）により当該議員に通知することをもって行うものとする。

（交付請求）

第 4 条 条例第 6 条第 3 項の規定による交付の請求は、市長の指定する日までに、政務活動費交付請求書（様式第 3 号）を提出することにより行わなければならない。

（収支報告書）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第 4 号）によるものとする。

2 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により前項の政務活動費収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管等）

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について政務活動費会計帳簿（様式第 5 号）を作成するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、当該書類の原本を政務活動費の支出に伴う領収書等の添付書（様式第 6 号）に貼付のうえ、政務活動費収支報告書とともに提出するものとする。

2 領収書の原本がない場合は、支出を客観的に証明しうる書面とする。

（返還命令書）

第7条 条例第4条及び第8条第1項及び第2項の規定により、政務活動費の返還を命ずる場合は、政務活動費返還命令書（様式第7号）によるものとする。

（補則）

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

平成 年 月 日

泉南市長

殿

（泉南市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

記

1 交付申請額（平成 年度分）_____円

様式第2号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

議員氏名 殿

泉南市長



政務活動費交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、泉南市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1 平成 年度政務活動費交付決定額(年額) 円

様式第3号(第4条関係)

政務活動費交付請求書

平成 年 月 日

泉南市長

殿

(泉南市議会議長経由)

議員名



政務活動費交付請求書

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 政務活動費請求額 金 円
但し、平成 年 月分～ 年 月分

様式第4号その1(第5条関係)

政務活動費収支報告書

平成 年 月 日

泉南市議会

議長 殿

議員名



平成 年度政務活動費収支報告について

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第4号その2(第5条関係)

政務活動費収支報告書

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計		

(単位：円)

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主なる支出の内訳を記載する。

様式第6号(第6条関係)

費

政務活動費の支出に伴う領収書等の添付書

下記の欄に領収書等を添付してください。

枚のうち 枚目

様式第7号(第7条関係)

政務活動費返還命令書

文 書 番 号
平成 年 月 日

議員氏名 殿

泉南市長



政務活動費返還命令書

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり政務活動費の返還を命じる。

記

- 1 返還命令額 (平成 年度分) 円
- 2 返還命令の理由
- 3 返還期限 平成 年 月 日まで